

平成19年4月10日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖 殿

東京都千代田区三崎町3丁目2番18号
TAC株式会社
代表取締役社長 斎藤 博明



回 答 書

貴法人からの平成19年3月2日付「申入書」に対して、次のとおり回答いたします。

1. 解約事由について

弊社では、ご指摘の「申込に関しての注意事項」に例示している「ご本人の死亡または重大な疾病」以外にも、受講開始前の講座申込みの取消しに応じておりますほか、受講開始後であっても、精神的不調やご本人の妊娠等の健康上の理由、海外転勤や倒産等の仕事上の理由、受験資格無し等、さまざまな理由に関して、受講者と個別にご相談させていただき、解約のお申出に真摯に対応し、柔軟に運用しております。

現在、ご指摘の趣旨を踏まえまして、実際の解約事由等を反映した解約・返金条項とすべく、当該条項の見直しを進めているところであります。

2. 返金額について

上記1. にご説明いたしましたとおり、受講開始後の解約・返金にもご対応させていただいている関係上、返金額につきましても合理的な根拠に基づき算定し、受講者に返金いたしております。具体的には、既受講分の講義回数に相当する受講料を差し引き、未受講分の講義回数に相当する受講料から若干の解約手数料を控除した残額を返金しております。

この点につきましても、ご指摘の趣旨を踏まえまして、解約・返金条項に実態を反映すべく、当該条項の見直しを進めているところであります。

(ご参考) 受講開始後の解約・返金件数 (平成18年11月14日～平成19年4月3日)

・死亡	2件
・健康上の理由 (ご本人の病気・妊娠等)	15
・仕事上の理由 (海外転勤、倒産等)	5
・他資格への合格	3
・その他 (受験資格無し等)	15

以 上